

# 北海道議会情報公開条例

(平成11年3月15日条例第18号)

改正 (平成13年3月30日条例第42号)

” (平成15年8月8日条例第59号)

” (平成16年3月31日条例第6号)

” (平成19年3月16日条例第10号)

” (平成28年3月31日条例第30号)

” (令和4年10月18日条例第34号)

” (令和4年12月27日条例第55号)

## 目次

### 前文

### 第1章 総則 (第1条—第7条)

### 第2章 公文書の開示の制度

#### 第1節 公文書の開示を請求する権利等 (第8条—第11条)

#### 第2節 公文書の開示の請求の手續等 (第12条—第20条)

#### 第3節 審査請求に関する手續 (第20条の2—第21条の3)

#### 第4節 他の制度との調整 (第22条)

### 第3章 北海道議会情報公開審査会 (第23条—第32条)

### 第4章 雑則 (第33条—第34条)

### 附 則

議会は、住民の代表機関として、住民福祉の向上にかかわる条例や予算などを審議するほか、行政執行を監視することなどを通じて、住民の意思を行政の施策に反映していく役割を果たしてきた。

地方分権の推進など時代の変化に適切に対応しながら、住民の信託にこたえていくためには、政策立案機能の強化など議会の活性化を図るとともに、議会が保有する情報をだれもが自由に知り得よう知る権利を保障し、議会の情報公開を積極的に推進することで、議会の諸活動について、住民の理解が得られるよう努めなければならない。

このような考え方に立って、地方自治の本旨に即した住民本位の議会を実現するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示等に関し必要な事項を定めることにより、北海道議会（以下「議会」という。）の情報公開を積極的に推進し、もって道民の議会への理解を一層深め、開かれた議会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「公文書」とは、議会が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、議会が組織的に用いるものとして、北海道議会議長（以下「議長」という。）が別に定めるところにより北海道議会事務局（以下「事務局」という。）において管理しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

2 この条例において「公文書の開示」とは、次章に定めるところにより、文書、図画又は写真（平成11年6月1日以後に作成し、又は取得したものに限る。）にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（平成11年6月1日以後に作成し、又は取得したものに限る。）にあっては視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が別に定める方法により開示することをいう。

（この条例の解釈及び運用）

第3条 議会は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分尊重するものとする。この場合において、議会は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 議会は、公文書の開示その他の事務を迅速に処理する等この条例に定める情報公開制度の利用者の利便に配慮をしなければならない。

（公文書の管理等）

第4条 議会は、この条例に定める情報公開制度の的確な運用を図るよう、公文書の分類、保存、廃棄等公文書の管理を適切に行うとともに、公文書の検索に必要な資料を作成するものとする。

（情報の適正使用）

第5条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

（情報提供の積極的推進）

第6条 議会は、道民が議会に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、刊行物その他の資料の積極的な提供、高度な情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等情報提供施策を充実させ、積極的な情報提供に努めるものとする。

（制度の実施状況の公表）

第7条 議長は、毎年、この条例に定める情報公開制度の実施状況を公表するものとする。

## 第2章 公文書の開示の制度

### 第1節 公文書の開示を請求する権利等

（公文書の開示を請求する権利）

第8条 何人も、議長に対して、公文書の開示を請求することができる。

（開示義務）

第9条 議長は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。

- (1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの
- (3) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
- (4) 議会の事務又は事業に係る意思形成過程において、議会内部又は議会と国、独立行政

法人等、議会以外の道の機関若しくは地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における協議、調査研究等に関し、議会が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの

- (5) 議会と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、議会が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの
- (6) 入札、争訟その他の議会の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの
- (7) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により明らかに開示することができないとされている情報
- (8) 議会における会派の活動に関する情報又は議員活動に関する情報であって、開示することにより、議会の活動に著しい支障が生じると認められるもの

2 議長は、開示請求に係る公文書に、非開示情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。

（公益上の必要による開示）

第10条 議長は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものとする。

（公文書の存否に関する情報の取扱い）

第11条 議長は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる。

#### 第2節 公文書の開示の請求の手続等

（公文書の開示の請求の手続）

第12条 開示請求をしようとするものは、議長に対して、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、議長が別に定めるところにより当該請求書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 開示請求をしようとする公文書の名称その他の当該公文書を特定するために必要な事項
- (3) 公文書が第10条の規定に該当するものとして開示請求をしようとする場合にあつては、同条に該当する旨及びその理由
- (4) 前3号に定めるもののほか、議長が定める事項

（公文書の開示の決定）

第13条 議長は、開示請求があつたときは、その翌日から起算して14日以内に、公文書の開示をしようかどうかの決定（以下「開示等の決定」という。）をしなければならない。

ただし、やむを得ない理由により、その翌日から起算して14日以内に開示等の決定をすることができないときは、その期間を14日を限度として延長することができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る公文書が大量であるときは、同項本文に規定する開示等の決定をする期間を、開示請求があつた日の翌日から起算して

2月を限度として延長することができる。ただし、開示請求に係る公文書が著しく大量であって、その翌日から起算して2月以内に開示等の決定をすることができないことに相当の理由があるときは、その期間を延長することができる。

- 3 議長は、前2項の規定により期間を延長するときは、速やかに期間を延長する理由及び開示等の決定をすることができる時期を前条の請求書を提出したもの（同条ただし書の規定により同条の請求書の提出を要しないと認められたものを含む。以下「開示請求者」という。）に書面により通知しなければならない。

（公文書の開示等の決定の通知）

第14条 議長は、開示等の決定をしたときは、速やかに開示請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、議長は、公文書の開示をしないことと決定したときはその理由を、第9条第2項の規定により非開示情報が記録されている部分を除いて公文書の開示をすることと決定したときはその旨及び理由を記載して開示請求者に通知しなければならない。

- 2 議長は、開示請求に係る公文書について公文書の開示をしないことと決定した場合において、当該公文書の全部又は一部について公文書の開示をすることができる期日が明らかであるときは、その期日を前項の書面に付記するものとする。

（公文書の存否を明らかにしない決定）

第15条 議長は、第11条の規定により公文書の存否を明らかにしないときは、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、その旨の決定をしなければならない。

- 2 前条第1項の規定は、前項の決定について準用する。

（公文書の不存在の通知）

第16条 議長は、開示請求に係る公文書が存在しないときは、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該公文書が存在しない旨の通知をするものとする。

（事案の移送）

第16条の2 議長は、開示請求に係る公文書が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「道公開条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）により作成されたものであるときその他実施機関において道公開条例第17条の2第1項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該実施機関と協議の上、当該実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、議長は、あらかじめ、開示請求者の意見を聴くなど、開示請求者の利益を損なわないよう努めなければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

3 道公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により事案が移送されたときは、議長において、当該開示請求についての開示決定等（開示等の決定若しくは第15条第1項の決定又は通知をいう。以下同じ。）をしなければならない。この場合において、実施機関が移送前にした行為は、議長がしたものとする。

4 前項の場合においては、道公開条例第13条第1項の規定により請求書が提出された日に、議長に対し開示請求があったものとする。

5 第3項の場合において、議長が開示請求に係る公文書の全部又は一部について開示をする旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、議長は、開示の実施をしなければならない。

6 議長は、第1項の規定により事案を移送した場合において、実施機関が開示の実施をするときは、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（決定期間等の特例）

第17条 開示決定等をなすべき期間については、任期満了、議会の解散その他の事由により

議長が欠けている期間は算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条 開示請求に係る公文書に道、道が設立した地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条、第21条の2及び第21条の3において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の規定により開示しようとするときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 議長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かななければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第21条の2において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の開示の実施)

第19条 公文書の開示は、議長が第14条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。

2 議長は、開示決定の対象公文書(以下「開示公文書」という。)に係る公文書の開示をすることにより当該開示公文書を汚損し、又は破損するおそれがある等当該開示公文書の保存に支障があると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該開示公文書の写し(電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。)により公文書の開示をすることができる。

(費用の負担)

第20条 この節の規定により開示公文書の写しの交付を受けるものは、当該開示公文書の写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

### 第3節 審査請求に関する手続

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第20条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への意見照会等)

第21条 議長は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求が不適法なものであるときを除き、北海道議会情報公開審査会の意見を求め、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。この場合において、議長は、北海道議会情報公開審査会の意見を尊重するものとする。

2 前項の規定による意見の求めは、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 議長は、第1項の審査請求があったときは、その翌日から起算して3月以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。

(意見を求めた旨の通知)

第21条の2 議長は、前条第1項の規定により北海道議会情報公開審査会に意見を求めた場合、次に掲げるものに対し、意見を求めた旨の通知をしなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者  
が審査請求人又は参加人である場合を除く。）  
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第21条の3 第18条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第4節 他の制度との調整

（法令等の規定により開示される公文書）

第22条 議長は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第2条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

### 第3章 北海道議会情報公開審査会

（設置）

第23条 この条例及び北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年北海道条例第55号）の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、議会に北海道議会情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第24条 審査会は、委員9人以内で組織する。

- 2 委員は、議会の議員のうちから、議長が指名する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第25条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第26条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審査会の調査権限）

第27条 審査会は、第21条第1項の規定による意見の求めに応じて審議を行うため必要があると認めるときは、議長に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 議長は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開示決定等に係る公文書に記録さ

れている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事案に関し、審査請求人、参加人又は議長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第28条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第29条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第30条 審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は視聴を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は視聴を拒むことができない。
- 3 審査会は第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧若しくは視聴をさせようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは視聴に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧又は視聴について、その日時及び場所を指定することができる。

（回答書の送付等）

第31条 審査会は、第21条第1項の規定による意見の求めに対する回答をしたときは、回答書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該回答の内容を公表するものとする。

（秘密の保持）

第32条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### 第4章 雑則

（摘用除外）

第33条 この条例の規定は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。

（議長への委任）

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則（平成11年3月15日条例第18号）

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第42号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、北海道情報公開条例の一部を改正する条例（平成13年北海道条例第12号）第12条の改正規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の北海道議会情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）第18条第1項の規定によりされた意見の聴取は、この条例による改正後の北海道議会情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第1項の規定によりされた意見書の提出の機会の付与とみなす。

3 施行日前に改正前の条例第18条第1項の規定により意見を聴かれた道以外のものが当該公文書の開示に反対の意思表示をした場合において施行日以後開示決定をするときは、改正後の条例第18条第3項中「前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者」とあるのは、「北海道議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成13年北海道条例第42号）附則第1項の規定による改正前の北海道議会情報公開条例第18条第1項の規定により意見を聴かれた道以外のもの」と、「表示した意見書を提出した場合」とあるのは「表示した場合」と、「当該意見書（第21条の2において「反対意見書」という。）を提出した第三者」とあるのは「反対の意思を表示した道以外のもの」と、改正後の条例第21条の2第3号中「反対意見書を提出した第三者」とあるのは「反対の意思を表示した道以外のもの」と、改正後の条例第21条の3各号中「第三者」とあるのは「道以外のもの」と読み替えて適用する。

4 改正後の条例第21条の2の規定は、施行日以後に審査会に意見を求めたものについて適用する。

（北海道情報公開条例の一部改正）

5 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条の2に次の三項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、開示請求に係る公文書が北海道議会により作成されたものであるときその他北海道議会議長において開示決定等に相当する決定をすることにつき正当な理由があるときについて準用する。

6 第3項及び第4項前段の規定は、北海道議会情報公開条例（平成11年北海道条例第18号）第16条の2第1項の規定により事案が移送されたときについて準用する。この場合においては、同条例第12条の規定により請求書が提出された日に、実施機関に対し開示請求があったものとみなす。

7 実施機関は第5項において準用する第1項の規定により事案を移送した場合において、北海道議会議長が開示の実施をするときは、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

附 則（平成15年8月8日条例第59号）

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の北海道議会情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（前項ただし書に規定する改正規定に係る部分にあっては、公布の日）以後の公文書の開示の請求について適用する。

附 則（平成16年3月31日条例第6号抄）



(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日条例第30号)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に関する不服申立てについては、なお、従前の例による。

附 則 (令和4年10月18日条例第34号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月27日条例第55号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。